

全国市町村職員共済組合連合会資金運用委員会設置要綱

(平成18年4月1日制 定)

(平成22年3月18日一部改正)

第1 目 的

全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）における資金運用の基本的な問題を調査研究し、連合会の安全かつ効率的な資金運用に資するため、連合会に資金運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任 務

委員会は、連合会の理事長（以下「理事長」という。）の諮問機関として、上記1の目的を達成するため必要な事項の検討を行い、その結果を理事長に答申する。また、その他資金運用に係る重要な事項について、理事長に助言する。

第3 組 織

- 1 委員会は、年金制度、経済、金融、資金運用等の学識経験を有する委員をもって組織する。
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員（以下「委員等」という。）は、理事長が委嘱する。

第4 任 期

委員等の任期は2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 運 営

- 1 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、特に必要があるときと認められる場合には、特別調査員又は参考人（以下「特別調査員等」という。）を選任し委員会への出席を求める

こと及び特定の事項を調査審議する小委員会を設置することができる。

4 委員会及び小委員会（以下「委員会等」という。）は、会長が招集する。

第6 守秘義務

委員等は、委員会等で得られた情報を、漏えいしてはならない。委員等を退いた後も同様とする。

第7 庶務

委員会等の庶務は、連合会の担当課において処理する。

第8 費用

- 1 委員会等の開催に要する費用は、連合会が負担する。
- 2 委員会等に出席する委員等及び特別調査員等の旅費の額及び報酬については、理事長が別に定める。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って別に定める。

附 記

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
（資金運用問題検討懇話会設置要綱の廃止）
- 2 資金運用問題検討懇話会設置要綱（平成16年2月23日制定）は、廃止する。

附 記（平成22年3月18日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。